

第一一六回

参第二号

消費譲与税法を廃止する法律（案）

消費譲与税法（昭和六十三年法律第百十一号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成元年度及び平成二年度の消費税法を廃止する法律（平成元年法律第 号）

による廃止前の消費税法（昭和六十三年法律第百八号）及び消費税法を廃止する法律附

則の規定による消費税の収入額の五分の一に相当する額については、この法律による廃

止前の消費譲与税法（以下「旧法」という。）の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

- 2 前項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法の規定による平成二年度分の消費譲与税は、旧法第四条第一項の表及び附則第二条第六項の規定にかかわらず、平成二年三月から五月までの間の収納に係る平成元年度の消費税の収入額の五分の一に相当する額と平成二年度の消費税の収入額の見込額の五分の一に相当する額との合算額から同年三月における同年三月から五月までの間に収納すべき消費税の収入額の見込額の五分の一に相当する額を控除した額を、自治省令で定める時期に譲与する。この場合において、旧法附則第二条第二項及び第四項の規定は適用しない。
- 3 平成元年度分の消費譲与税につき平成二年三月に譲与すべき額を旧法附則第二条第九項の規定に基づいて算定した場合における前項の規定の適用については、同項中「平成

二年三月から五月まで」とあるのは「平成二年二月から五月まで」と、「同年三月から五月まで」とあるのは「同年二月から五月まで」とする。

- 4 平成二年度の消費税の収入額の見込額の五分之一に相当する額と同年度の消費税の収入額の五分之一に相当する額との差額に相当する額は、平成二年度分の消費譲与税の譲与の例により、平成三年度中において、自治省令で定める時期に譲与する。

(地方財政法の一部改正)

第三条 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第四条の三第一項中「、消費譲与税」を削る。

(地方財政法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法の規定による消費譲与税については、前条の規定による改正前の地方財政法の規定は、前条の規

定の施行後も、なおその効力を有する。

(地方交付税法の一部改正)

第五条 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「、当該道府県の消費譲与税の収入見込額の百分の八十の額」、「、当該市町村の消費譲与税の収入見込額の百分の七十五の額」及び「、当該指定市の消費譲与税の収入見込額の百分の七十五の額」を削り、同条第三項の表道府県の項中第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、第十五号から第十七号までを一号ずつ繰り上げ、同表市町村の項中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号から第十八号までを一号ずつ繰り上げる。

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条の規定は、平成二年度分の地方

交付税に係る基準財政収入額の算定から適用する。

- 2 平成二年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定に限り、前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条第一項中「当該道府県の地方道路譲与税」とあるのは「当該道府県の消費譲与税（消費譲与税法を廃止する法律（平成元年法律第 号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による廃止前の消費譲与税法（昭和六十三年法律第百十一号）の規定による消費譲与税をいう。以下同じ。）の収入見込額の百分の八十の額、当該道府県の地方道路譲与税」と、「当該市町村の特別とん譲与税」とあるのは「当該市町村の消費譲与税の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の特別とん譲与税」と、「当該指定市の特別とん譲与税」とあるのは「当該指定市の消費譲与税の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の特別とん譲与税

」とし、同条第三項の表道府県の項中「十三 地方道路譲与税 前年度の地方道路
 譲与税の譲与額」とあるのは「十二の二 消費譲与税 当該年度の消費譲与税の
 十三 地方道路譲与税 前年度の地方道路譲与
 譲与見込額として自治大臣が定める額
 と、同表市町村の項中「十二 特別とん譲
 与税 前年度の特別とん譲与税の譲与額」とあるのは「十一の二 消費譲与税
 十二 特別とん譲与税
 当該年度の消費譲与税の譲与見込額として自治大臣が定める額
 前年度の特別とん譲与税の譲与額」とする。

(交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正)

第七条 交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭和二十九年法律第百三号）の一部を次の

ように改正する。

第三条中「、消費譲与税に充てられる消費税」及び「消費譲与税法（昭和六十三年法律第百十一号）による消費譲与税の譲与金、」を削る。

（交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正に伴う経過措置）

第八条 附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法の規定による消費譲与税に充てられる消費税の収入並びに同項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法及び同条第四項の規定による消費譲与税の譲与金については、前条の規定による改正前の交付税及び譲与税配付金特別会計法の規定は、前条の規定の施行後も、なおその効力を有する。

（自治省設置法の一部改正）

第九条 自治省設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第三十五号から第三十七号までの規定中「消費譲与税、」を削る。

第五条第三十三号中「消費譲与税、」を削り、同条第三十四号中「都道府県及び市町村に譲与すべき消費譲与税、」を削る。

第十条第四号の二中「都道府県及び市町村に譲与すべき消費譲与税、」を削る。

(自治省設置法の一部改正に伴う経過措置)

第十条 附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法の規定による消費譲与税については、前条の規定による改正前の自治省設置法の規定は、前条の規定の施行後も、なおその効力を有する。

理 由

消費税法の廃止に伴い、消費譲与税法を廃止することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。